

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律による指定区域の指定

栃木県告示第277号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を指定するので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和4（2022）年5月10日

栃木県知事 福田 富一

| 指定番号 | 指 定 す る 区 域 | 埋立地の区分 |
|--------|---|--------|
| 小山-005 | 栃木市藤岡町赤麻字クマノ3772番の一部、3773番の一部、3774番1、3781番1、3782番、3783番及び3784番並びに字姥子3786番1、3786番3、3788番1、3789番、3789番2、3790番、3790番2、3791番、3791番2、3792番、3793番、3794番、3795番、3796番1、3796番2、3796番3、3797番1、3797番2、3797番3、3797番4、3798番、3799番1、3799番2、3800番、3801番、3802番、3803番、3804番、3805番1、3805番2、3805番3、3806番1、3806番2、3807番1、3807番2、3808番1、3808番2、3808番3、3809番1、3809番2、3810番、3811番1、3812番1、3819番1、3820番3、3822番1、3823番1及び3824番並びに字下江川5119番3、5122番1、5122番2、5123番1、5123番2、5124番1、5124番2、5124番3、5125番、5126番、5127番1、5127番4、5128番1、5128番2、5129番1、5129番2、5129番4、5130番1、5130番3、5130番5、5131番、5131番2、5132番1、5132番2、5133番、5134番、5135番、5135番2、5136番、5136番2の一部、5137番、5138番4、5140番3、5141番1、5141番2、5142番1、5142番2、5143番1、5143番2の一部、5156番1、5156番5、5162番2、5163番1、5163番3の一部、5164番1、5164番2、5165番1及び5169番1 | ア |
| 小山-006 | 栃木市藤岡町赤麻字下江川5159番1、5160番1、5161番1、5162番1、5166番1、5167番1、5170番1及び5171番1並びに中根字ハケタ660番、661番、661番地先の一部、662番、663番、664番、665番、666番、667番、668番、669番、670番1、670番2、670番3、670番5、670番6、671番2、676番1、677番及び678番並びに字アラク679番 | ア |

備考 埋立地の区分

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第1号に定める埋立地

イ 政令第13条の2第2号に定める埋立地

ウ 政令第13条の2第3号イに定める埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第12条の31第1号に定めるもの

エ 政令第13条の2第3号イに定める埋立地であって、省令第12条の31第2号に定めるもの

オ 政令第13条の2第3号ロに定める埋立地

（資源循環推進課）